

○観音寺市新道の駅市民検討委員会設置要綱

令和4年12月23日告示第248号

観音寺市新道の駅市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、観音寺市における新道の駅（以下「新「道の駅かんおんじ（仮称）」という。）建設に関し、必要な事項を検討するための観音寺市新道の駅市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、観音寺市附属機関設置条例（平成24年観音寺市条例第1号）第3条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 委員会は、市長が諮問する次に掲げる事項について検討し、報告する。

- (1) 新「道の駅かんおんじ（仮称）」建設に関すること。
- (2) 新「道の駅かんおんじ（仮称）」管理運営に関すること。
- (3) その他新「道の駅かんおんじ（仮称）」のために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の職員
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前項第3号の規定による公募の手続は、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日が属する年度の末日までとし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 委員会は、新「道の駅かんおんじ(仮称)」に導入する機能を調査及び検討するため、観音寺市新道の駅市民検討委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を設置することができる。

2 作業部会は委員長及び部会員20人程度で組織するものとし、部会員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 各分野における関係団体の代表者、有識者等

(2) 公募により選出された者

(3) その他委員長が適当と認める者

3 前項第2号の公募の手続は、別に定める。

4 作業部会の長は、委員長とする。

5 委員長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。

6 作業部会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

7 委員長は、作業部会において調査及び検討した結果を委員会に報告するものとする。

8 作業部会は、前項の結果の集約をもってその任を終了するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会に関する庶務は、政策部プロジェクト推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和5年3月27日告示第55号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月31日訓令第177号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。